

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項に定める事後備置書面)

当社は、2023 年 2 月 14 日付（吸収合併原始契約書）、2023 年 3 月 14 日付（吸収合併変更契約書）で株式会社シーズライフとの間で締結した合併契約書に基づき、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社シーズライフを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める当社の事後開示事項は以下のとおりです。

2023 年 7 月 14 日

チムニー株式会社

目次

1. 合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
 2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
 3. 吸収合併存続会社における手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
 5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
 6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
 7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項
- 別添 株式会社シーズライフの事前開示事項を記載した書

1. 合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2023 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）株主の差止請求手続

株式会社シーズライフが発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続

株式会社シーズライフが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続

株式会社シーズライフは、新株予約権を発行していないため該当事項はありません。

（4）債権者異議申述手続

株式会社シーズライフは、会社法第 789 条第 2 項及び 3 項の規定に基づき、2023 年 5 月 31 日付官報により公告を行い、かつ、知れている債権者への個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）株主の差止請求手続

株主からの差止請求について、該当事項はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び同条第 4 項の規定に基づき、2023 年 5 月 31 日付の電子公告において、株式買取請求の公告を行いました。株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）債権者異議申述手続

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2023 年 5 月 31 日付官報及び同日付の電子公告により公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併の効力発生日である2023年7月1日をもって株式会社シーズライフからその資産・負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）
別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2023年7月12日

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

株式会社シーズライフ
事前開示備置書面

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書面)

当社は、2023 年 2 月 14 日付（吸収合併原始契約書）、2023 年 3 月 14 日付（吸収合併変更契約書）でチムニー株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、チムニー株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

2023 年 5 月 31 日

株式会社シーズライフ

目次

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項
4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2023年2月14日付（吸収合併原始契約書）、2023年3月14日付（吸収合併変更契約書）で吸収合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回るが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込があると判断いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

吸収合併契約書

チムニー株式会社（以下「甲」という。）、株式会社シーズライフ（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本合併）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（合併をする当事者の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

甲：商号 チムニー株式会社

住所 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

(2) 吸収合併消滅会社

乙：商号 株式会社シーズライフ

住所 東京都墨田区両国三丁目22番6号

第3条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年4月1日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、乙の発行済株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第5条（合併の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けるものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、同法第783条第1項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。

第6条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって業務の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本合併の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条第1項但書に定める甲の株主総会が必要となった場合の甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき又は本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写し1通を保管する。

令和5年2月14日

甲：東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

チムニー株式会社

代表取締役 茨田篤司 印

乙：東京都墨田区両国三丁目22番6号

株式会社シーズライフ

代表取締役 江口友幸 印

変更契約書

チムニー株式会社（以下「甲」という。）、株式会社シーズライフ（以下「乙」という。）は、甲乙間の令和 5 年 2 月 14 日付吸収合併契約（以下「原契約」という。）の変更について、以下の通り変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。なお、本変更契約に用いられる用語は、本変更契約中に別途定義される場合を除き、原契約における意味と同一の意味を有する。

第 1 条 （原契約の変更）

1. 原契約第 3 条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

【変更前】

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

【変更後】

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和 5 年 7 月 1 日とする。但し、甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、効力発生日を変更することができる。

2. 原契約第 5 条第 1 項を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

【変更前】

甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、同法第 795 条第 1 項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本合併を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けるものとする。

【変更後】（下線部は変更箇所を示す。）

甲は、令和 5 年 6 月下旬に株主総会を開催し、本契約の承認及び必要な事項の決議を行う。但し、本合併手続きの進行に応じて必要があるときには、甲乙協議の上、この日程を変更することができる。

3. 原契約第 9 条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

【変更前】

本契約は、効力発生日の前日までに、第 5 条第 1 項但書に定める甲の株主総会が必要となった場合の甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき又は本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

【変更後】

本契約は、効力発生日の前日までに、第 5 条第 1 項に定める甲の株主総会決議による承認が得られなかったとき又は本合併の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第 2 条 （原契約のその他の条項の存続）

本変更契約第 1 条にて変更された条項を除き、原契約の各条項は本変更契約締結後も効力を有する。

本変更契約の成立を証するため本契約書 1 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写し 1 通を保管する。

令和 5 年 3 月 14 日

甲：東京都墨田区亀沢一丁目 1 番 15 号
チムニー株式会社
代表取締役 茨田篤司 印

乙：東京都墨田区両国三丁目 22 番 6 号
株式会社シーズライフ
代表取締役 江口友幸 印

別紙 2

チムニー株式会社計算書類

事業報告

(自 2021年4月1日)

(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進み、経済活動の制限も徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いております。しかしながら、新たな変異株の出現やウクライナ情勢の緊迫化により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が9月末で解除された以降、売上高は緩やかに回復していましたが、1月以降、新たな変異株の出現により再びまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。また、外出及び会食の自粛、在宅勤務へのシフトに代表される勤務スタイルの変化、お客様の消費行動の変化、原材料価格・原油価格の高騰や人手不足など、業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する社会的責任を果たすべく、引き続き営業店舗における感染予防対策を徹底し、お客様と従業員の安全・安心を第一として、営業に努めてまいりました。withコロナへの対応としましては、食事需要及びご家族での利用に対応するとともに、テイクアウトスペースの設置、テイクアウト及びデリバリーメニューの強化、配膳ロボット、卓上サーバーの導入、スマホオーダーへの対応を進めてまいりました。また、お客様のニーズの変化に対応するため、FC店を中心として、ハイブリッド業態（例えば、はなの舞+焼肉牛星など、1店舗の中に2つの業態を取り入れた店舗）の店舗づくりを進めました。コントラクト事業におきましては、感染拡大防止に努めながら、引き続き、安全安心な「また行きたくなる店舗づくり」を心掛けております。

販売費及び一般管理費（以下、販管費）につきましては、新型感染症対応による損失を販管費から特別損失に振り替える前の金額で、4,023百万円（前年同期比23.8%減）減少いたしました。これは、昨年度から販管費の見直しを実行することにより削減・節約した各費目について、その継続に努めたことによります。これにより、損益分岐点の引き下げを行うことができました。

また、資金面におきましては、上述の販管費コントロールに加え、雇用調整助成金、感染拡大防止協力金及び上期中に実行した借入金などにより、手元資金を

確保しております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は10,108百万円（前年同期比23.6%減）、営業損失は4,582百万円（前年同期は6,100百万円の営業損失）となり、経常利益は3,252百万円（前年同期は4,553百万円の経常損失）となりました。これは、営業外収益に雇用調整助成金1,540百万円及び新型コロナウイルス拡大防止協力金6,314百万円を計上したこと等によります。新型コロナウイルス拡大防止協力金は、当該協力金の支給申請により計上していますが、902百万円が2021年3月31日までに係る協力金であり、5,411百万円が2021年4月1日から2022年3月31日までに係る協力金となっております。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1,227百万円（前年同期は9,004百万円の純損失）となりました。これは、特別損失に新型コロナウイルス対応による損失1,277百万円、投資有価証券評価損404百万円、減損損失383百万円を計上したほか、繰延税金資産の回収可能性の見直し等により法人税等調整額△260百万円を計上したこと等によります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度中において金融機関から2,060百万円を借入れ、32百万円の返済を行い、当連結会計年度末の借入金残高は、12,273百万円となっております。また、リース会社に対する債務はリース残高が88百万円となっております。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、469百万円で改装、業態転換による内装等の設備投資であります。なお、設備投資額には、差入保証金65百万円が含まれております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 2018年度	第 12 期 2019年度	第 13 期 2020年度	第 14 期 2021年度
売 上 高 (千円)	45,685,494	41,107,273	13,229,571	10,108,369
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	2,505,153	36,644	△4,553,447	3,252,666
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (千円)	1,205,904	△2,812,017	△9,004,328	1,227,055
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	62.91	△146.44	△467.83	63.60
総 資 産 (千円)	28,146,848	20,530,714	20,083,529	22,900,521
純 資 産 (千円)	17,395,722	14,007,483	4,978,503	6,487,505
1株当たり純資産額 (円)	907.32	728.50	257.85	336.09

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 2018年度	第 12 期 2019年度	第 13 期 2020年度	第 14 期 2021年度
売 上 高 (千円)	43,980,567	39,282,463	12,005,666	9,442,147
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	2,469,142	449,612	△4,301,778	2,722,652
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	1,161,585	△2,682,559	△8,893,035	982,662
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	60.60	△139.70	△462.05	50.93
総 資 産 (千円)	27,830,609	20,236,693	19,805,303	22,342,650
純 資 産 (千円)	17,279,788	14,039,087	5,087,009	6,369,356
1株当たり純資産額 (円)	901.49	730.36	263.67	330.13

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4) 対処すべき課題

一昨年から続いております新型コロナウイルス感染症は、当連結会計年度におきまして、感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進んでいる一方、感染の拡大と収束を繰り返し、予断を許さない状況が続きました。また、自然災害や原材料価格の上昇もあり、当社グループを取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。当社グループと致しましては、どのような環境にあっても、その変化やお客様のニーズを的確に捉え、価値あるものをお客様へ提供し、サービスレベルの向上と従業員満足度向上への取り組みを絶え間なく続けていくことが重要であると考えております。

具体的に対処すべき課題と致しましては、以下の点を重視して行動してまいります。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

一昨年から新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、わが国において経済活動や消費者の消費行動に大きな影響を与えております。このような状況のなか、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への社会的な要請をふまえ、直営店及びフランチャイズ店において、臨時休業や営業時間の短縮等を実施してまいりました。また、お客様や従業員の安全を第一に考え、衛生管理や感染拡大防止に取り組みながら、お客様から「ありがとう」をいただけるよう営業を継続しておりますが、売上高は大きく影響を受け、大変厳しい状況が続いております。

今後につきましては、感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進むことにより、2023年6月頃にかけて新型コロナウイルス感染症は徐々に収束していくものと予測し、売上高は回復するものと見込んでおります。コスト面につきましては、既に引き下げを実行した損益分岐点を維持するとともに、メニューミックスや各種経費の見直しを継続してまいります。資金面につきましては、各種助成金や協力金の支給を受けるとともに、金融機関からの借入れを実行しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

② 安心してご来店いただける体制の継続（「安全」「安心」の定着）

当社におきましては、安全確保のため、仕入食材の品質管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持、加工段階及び店舗における衛生管理を徹底しております。新型コロナウイルス感染症対策の基本（従業員の体調チェック・管理、手洗い・アルコール消毒、マスク着用の徹底・維持、換気、窓・入り口の開放、テーブル・厨房機器の消毒、トイレの消毒と清掃の徹底、パーテーションの設置、お会計時の非接触等）を継続し、お客様が安心してご来店いただけるよう

常に心がけております。

③ 人財教育・訓練体制の強化と従業員満足度向上への取り組み

人を介するサービス業において、「人財の育成に勝るものなし」の思いのもと、「志」「技術」「情熱」をもてる人財教育・訓練を目指しております。訓練されたおもてなしや調理技術を通じ、お客様から「ありがとう」をいただける店舗を維持できるよう努めてまいります。また、従業員満足度向上に対しては、健康経営組織の構築、産業医による健康管理指導とカウンセリング体制の強化を皮切りに取り組んでまいります。なお、当社は「健康経営優良法人2022」に認定されました。

④ 新業態開発の推進及び販売チャネルの強化

当社グループは、居酒屋業態ではより地域に根差した店舗展開をはかるとともに、「食事（昼間）需要」「家族利用」にお応えできる店舗の構築を強化しております。同時にお客様のニーズをふまえた必須のインフラとして、手軽にご利用できるテイクアウト、デリバリーにつきましてもメニューやオペレーションをブラッシュアップし、当社グループが掲げる「食を中心とした総合サービス」を提供できる企業を目指してまいります。

⑤ サステナビリティ活動の推進

持続可能な社会を支える一員として、経済的価値追求と社会的課題解決の両立を経営戦略の根幹と位置づけ、すべてのステークホルダーに多面的な貢献ができるよう、サステナビリティ活動を推進してまいります。当面の重点項目を「飢餓」「教育」「成長・雇用」「生産・消費」「海洋資源」として活動をスタートしております。

⑥ M&Aについて

当社グループは、企業価値の向上のため、売上及び利益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める可能性があると判断された事業譲渡や企業買収案件について検討を進め、協働領域、競合領域を意識した事業展開を推進してまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社やまやであり、同社は当社の株式9,805,000株（自己株式を除いた出資比率50.8%）を保有しています。

当社と親会社との取引は、主として酒類等の仕入れ、機器管理・保守委託であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店の運営
コントラクト事業	給食及び施設内での飲食店の営業受託
その他	—

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 主要な営業所

イ. 当社

本 社 東京都墨田区両国三丁目22番6号

（登記上の本店所在地 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号）

物流センター 埼玉県さいたま市緑区美園一丁目7番8号

店舗数の推移

業 態	2019年3月期		2020年3月期		2021年3月期		2022年3月期	
はなの舞	266	(122)	244	(114)	173	(72)	132	(61)
さかなや道場	210	(151)	202	(147)	150	(105)	130	(94)
龍馬 軍鶏農場	10	(9)	8	(8)	2	(2)	2	(2)
豊丸水産	22	(20)	19	(18)	14	(14)	14	(14)
やきとりさくら	14	(12)	14	(11)	4	(3)	2	(1)
やきとり道場 こだわりやま	33	(1)	30	(2)	22	(1)	16	(0)
チムニー	4	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)
升屋	3	(1)	3	(1)	3	(1)	2	(0)
66ダイニング等	7	(7)	8	(8)	7	(7)	7	(7)
大衆食堂 安べゑ	—	—	—	—	35	(35)	36	(36)
焼肉 牛星	—	—	—	—	13	(10)	15	(8)
ハイブリッド	—	—	—	—	—	—	14	(0)
コントラクト	93	(93)	91	(91)	90	(90)	89	(89)
他業態	51	(23)	55	(29)	51	(26)	44	(20)
合計	713	(439)	677	(429)	567	(366)	506	(332)

(注) () 内は直営店

ロ. 子会社

魚鮮水産株式会社	愛媛県八幡浜市向灘2453番地
株式会社紅フーズコーポレーション	東京都墨田区両国三丁目22番6号
めっちゃ魚が好き株式会社	兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目13番15号
大田市場チムニー株式会社	東京都大田区東海三丁目2番8号
株式会社シーズライフ	東京都墨田区両国三丁目22番6号

店舗数の推移

会社名	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
(株)紅フーズコーポレーション	21 (21)	20 (20)	17 (17)	18 (18)
めっちゃ魚が好き(株)	13 (13)	11 (11)	10 (10)	8 (8)
(株)シーズライフ	—	12 (12)	10 (10)	11 (11)

(注) () 内は直営店

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減
社 員	697 ^名	△55 ^名
パートタイマー	672	△132
合 計	1,369	△187

ロ. 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
社 員	608 ^名	△63 ^名	才 43 ヶ月 8	年 9 ヶ月 1
パートタイマー	632	△111	— —	— —
合 計	1,240	△174	— —	— —

- (注) 1. 平均年令、平均勤続年数、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. パートタイマーにはアルバイトも含め、使用人数は、一人当たり173時間/月換算により算出しております。

(8) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	5,128,000千円
(株)三菱UFJ銀行	2,364,000千円
(株)りそな銀行	1,754,000千円
(株)三井住友銀行	754,000千円
(株)商工組合中央金庫	1,000,000千円
(株)日本政策投資銀行	1,000,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,340,800株 |
| (3) 株主数 | 16,828名 |
| (4) 大株主 | |

(2022年3月31日現在)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 やまや	9,805,000株	50.82%
アサヒビール株式会社	1,759,700株	9.12%
麒麟麦酒株式会社	1,000,000株	5.18%
加藤産業株式会社	600,000株	3.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	493,100株	2.55%
チムニー取引先持株会2	294,100株	1.52%
チムニー取引先持株会1	214,600株	1.11%
和泉學	119,500株	0.61%
中部飼料株式会社	103,100株	0.53%
友弘栄司	102,000株	0.52%

※持株比率は、自己株式(47,827株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

会社の地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山内英靖	株式会社やまや 代表取締役会長 やまや商流株式会社 取締役 やまや関西株式会社 代表取締役社長 やまや東日本株式会社 代表取締役社長 株式会社つぼ八 代表取締役会長 マルシェ株式会社 取締役
代表取締役社長	和泉 學	社長執行役員 株式会社シーズライフ 取締役 株式会社つぼ八 取締役
取締役	水上貴史	副社長執行役員 経営企画担当 株式会社シーズライフ 取締役 株式会社つぼ八 取締役
取締役	根本博史	専務執行役員 管理担当兼専門業態担当 株式会社紅フーズコーポレーション 取締役 めっちゃ魚が好き株式会社 代表取締役社長 株式会社つぼ八 取締役
取締役	伊藤浩之	常務執行役員 直営統括担当
取締役	寺脇 剛	常務執行役員 FC事業部長
取締役	阿部真琴	執行役員 財経担当
取締役	佐藤浩也	株式会社やまや 代表取締役社長兼社長執行役員 やまや商流株式会社 取締役 やまや関西株式会社 取締役 やまや東日本株式会社 取締役 株式会社つぼ八 取締役
取締役	田原口裕基	株式会社やまや 執行役員経理部長 株式会社つぼ八 取締役
取締役	大崎裕二	株式会社やまや 執行役員情報システム部長
取締役	糠塚紀久夫	株式会社やまや 執行役員商品部長
取締役	大関 均	太陽有限責任監査法人パートナー
取締役	沖田美恵子	島田法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	永井政次	株式会社紅フーズコーポレーション 監査役 めっちゃ魚が好き株式会社 監査役 株式会社シーズライフ 監査役
監査役	早坂克昭	株式会社やまや 常勤監査役 やまや関西株式会社 監査役 やまや東日本株式会社 監査役 株式会社つぼ八 監査役
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち大関均氏、沖田美恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、大関均氏及び沖田美恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 常勤監査役 永井政次氏は、株式会社つぼ八の経理部門における長年の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 越仲信雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役のうち永井政次氏、越仲信雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、越仲信雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 株式会社やまやは当社の親会社であります。
5. やまや商流株式会社及びやまや関西株式会社並びにやまや東日本株式会社は、株式会社やまやの子会社であります。
6. 株式会社つぼ八は株式会社やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
7. 株式会社社紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き株式会社並びに株式会社シーズライフは当社の子会社であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任事由	退任日	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
山内英房	任期満了	2021年6月23日	取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社やまや 取締役ファウンダー やまや商流株式会社 代表取締役社長
山内一枝	任期満了	2021年6月23日	取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社やまや 取締役副会長
中原慎一	辞任	2021年6月23日	監査役

(注) 社外監査役であった中原慎一氏の辞任に伴い、常勤監査役 永井政次氏を常勤社外監査役として取り扱うこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	固定報酬	賞与	計
取締役 (うち、社外取締役)	8名 (2名)	46,980千円 (7,200千円)	47,500千円 (1千円)	94,480千円 (7,200千円)
監査役 (うち、社外監査役)	3名 (3名)	12,000千円 (9,750千円)	—	12,000千円 (9,750千円)
合計	11名	58,980千円	47,500千円	106,480千円

- (注) 1. 取締役の報酬等は、固定報酬と賞与により構成し、各取締役の報酬は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度額（年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない））の範囲内において定めるものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
2. 取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会の委任に基づき、代表取締役社長 和泉學及び代表取締役社長が指定する取締役により、固定報酬については役職等を勘案して具体的な報酬額を決定し、賞与については役職、担当、業績、予算達成状況、会社に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が手続きを経て決定されていることを確認することにより、当該方針に沿うものであると判断しております。
3. 取締役の報酬等は、在職時に限り支給するものとし、退職慰労金等は支給しないもの

とします。但し、2007年3月29日開催の株主総会において決議された役員退職慰労金制度廃止時の打ち切り支給分（退任時に贈呈）を除くものとします。

4. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
5. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。
6. 社外役員の報酬等のうち、親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等はありません。
7. 当事業年度については、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい経営環境を踏まえ、代表取締役社長の報酬の減額を行っております。
8. 監査役の報酬限度額は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は、3名です。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤などを考慮し、監査役の協議にて決定することとしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先

地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
取締役	大関均	太陽有限責任監査法人	当社との間に特別な利害関係はありません。
取締役	沖田美恵子	島田法律事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	永井政次	—	—
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動内容
取締役	大関均	18回/18回	—	投資会社等で培った豊富な経験に基づき、取締役会では積極的に発言し、建設的な提言を行っております。
取締役	沖田美恵子	17回/18回	—	弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	永井政次	14回/14回	10回/10回	各事業所への実地調査を行う等、各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において監査役としての提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言を行っております。
監査役	越仲信雄	14回/18回	14回/15回	税理士としての会計税務に関する経験知識等に基づき、当社の経営全般、特に税務面について発言を行っております。

(注) 1. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

投資会社等で培った経験及び弁護士としての経験に基づき、取締役会などを通じて発言及び提言を行うことにより、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行い、また支配株主と少数株主との利益相反の監督を行っております。

2. 監査役永井政次氏につきましては、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のうち、同氏を社外監査役として取り扱うこととなった以降に開催されたもののみを対象としております。なお、同日以前の取締役会及び監査役会への出席回数は、それぞれ4回/4回、5回/5回となっております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、前年度の会計監査人の職務遂行状況を検証し、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の妥当性を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

【体制】

当社及び当社の子会社は、チムニーグループの持続的な発展と企業価値の向上のため、創立当初からの企業理念「世界中のお客様からありがとうと言われる企業になろう」の実現に努めるとともに、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のように定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理憲章を最高経営責任者より全役職員に伝達し、法令及び社会倫理の遵守を当社企業活動の前提とする。
- (2) 最高経営責任者は、担当役員を以て社内規程の整備、運営を徹底する。
- (3) 取締役は、コンプライアンスを所管する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。
- (4) 代表取締役直属の機関として内部監査室を設置する。

内部監査室は、業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行う。

- (5) 各部又は室を統括する役員は、固有のコンプライアンスリスクを分析し対策を具体化させ、内部統制委員会において審議した結果を、取締役会に報告する。
- (6) 全役職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務を統括する部長に報告を行う。また、公益通報の取扱に関する規程に基づき、全役職員が直接報告可能な総務部及び常勤監査役を窓口とする2つのホットラインを設置し、報告及び通報を受けた総務を統括する部長はその内容を直ちに調査し、不正行為が明らかになった場合には速やかに是正措置を講ずると共に再発防止策を策定し、実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、当社取締役会規程、文書取扱規程その他の規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、情報の保存及び管理を行う。
- (3) 文書取扱規程の改定等の事項は、当社執行役員会において審議し決議する。

3. チムニーグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、危機管理規程を定め、リスクを適切に管理する体制を整備する。
- (2) 内部統制委員会を毎月開催し、リスクの未然防止とリスクへの迅速な対応に努める。
- (3) 内部統制に関する総合的担当者を総務を統括する役員とし、当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(4) 内部監査室は、各部門のリスクを監査し、その結果を最高経営責任者に報告する。

また、必要に応じ改善策を執行役員会において審議決定し、その結果を取締役会に報告する。

4. 当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、業務の効率的運営と責任体制を確立するため組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の業務執行の効率性を確保する。

(2) 当社は、執行役員制度により、業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定に基づき業務を執行する。

5. チムニーグループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、チムニーグループの内部統制システムを整備する。

① 当社関係会社管理規程に基づき、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ること、又は当社に対し報告を行うこと。

② 当社の取締役会に対し、業務執行状況の報告を四半期に1回以上行うこと。

(2) 当社の監査役は関係会社管理規程に基づき、子会社に対する監査を年間2回行い、監査の結果を関係会社管理担当役員に報告する。

(3) 当社の内部監査室は子会社に対し定期的に業務監査を行い、監査結果を関係会社管理担当役員及び当社の監査役会に報告する。

6. フランチャイズ店舗（以下、F C店舗という）における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社はF C管理規程を定め、F C事業における取引の安全確保に努めるとともに、債権の回収に係る危険を未然に防止する。

(2) フランチャイズ契約書等の重要書類は文書取扱規程に基づき保存及び管理する。

(3) F C事業部担当役員及びF C事業部員は、F C店舗における問題について改善策を協議し、店舗に対し指導又は支援を行い、その結果を定期的に執行役員会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その者の取締役からの独立性に関する事項、及びその者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は必要に応じて、内部監査室所属の使用人に監査役の職務を補助させるものとする。

(2) 前号に定める監査役の職務を補助する者は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

(3) 前号に定める監査役の職務を補助する者の異動・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役は、監査役に報告すべき事項を監査役と協議し、以下の各号に定める事項を報告する。
 - ① 執行役員会で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 月次の経営状況における重要な事項
 - ④ リスクに関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令及び定款違反
 - ⑥ 内部通報制度の通報状況及びその内容
 - ⑦ 前各号に定めるほか、コンプライアンスに関する重要な事項
- (2) 当社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができる。
- (3) 監査役は、内部監査室から監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとともに、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (4) 取締役は、監査役が取締役会のほか執行役員会、全体会議、内部統制委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、その議案の内容を事前に提示する。
- (5) 監査役は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。

9. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- (1) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、公益通報の取扱いに関する規程において、監査役に通報した者が、通報したことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止する。
- (2) 当社は、監査役に通報したことを理由として通報した者の職場環境が悪化した場合には、通報者の保護に必要な措置を講ずるものとする。

11. 監査役職務の執行によって生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払い、又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

【運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、定例取締役会を原則月1回開催し、取締役の職務の執行を監督する他、常勤監査役は、内部統制の実践に向けた規程及び組織体制等の整備の状況を監視し検証すると共に、内部監査室は、監査計画に基づき内部統制システムの運用状況のモニタリングを行い、システムが有効に機能するよう努めております。

(2) コンプライアンス体制

当社総務部は、内部通報制度の利用者に対し、通達等による利用ルールの周知に努めております。当事業年度における重大な法令違反等に関する内部通報はありませんでした。

コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行うための環境を整備するため、セミナー等を実施しました。

(3) 情報保存管理体制

常勤監査役は、取締役会議事録、契約書、覚書その他の重要書類の作成及び保存管理状況を定期的に点検し、情報管理の徹底を図りました。

(4) リスク管理体制

有事の発生に備え、「危機管理規程」を定める他、内部統制委員会を適宜、衛生委員会を原則月1回開催し、リスクの未然防止と問題への迅速な対応に努めました。

(5) 効率的職務執行体制

当社は、執行役員会を原則毎週開催するとともに、執行役員の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定に基づく業務執行に努めております。

(6) 子会社管理体制

当社は、すべての子会社に当社の役員又は所管部門の責任者を役員として派遣しております。また、子会社から当社への報告体制に従って報告を受けた事項について、事前承認を行いました。

子会社の監査役を兼務する当社常勤監査役は、内部監査室と連携し子会社に対し監査を行いました。

(7) フランチャイズ（F C）事業における業務の適正を確保するための体制

F C事業を管掌する執行役員は「F C管理規程」に基づき、月初に開催する執行役員会に事業の状況を報告し、重要な案件については執行役員会で協議し対応しました。

(8) 監査役監査体制

取締役は、当社の内部統制システムの基本方針に記載のある報告事項を監査役に報告し、内部監査室は、監査役会に監査の結果を報告しました。

常勤監査役は、重要書類の閲覧の他、「取締役会」「執行役員会」「全体会議」「内

部統制委員会」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視し検証しました。監査役会は、四半期毎に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行いました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、企業価値の向上に向けた内部留保の確保に努めるとともに、株主の皆様に安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。利益配分につきましては、業績動向、内部留保の充実、財務健全性等を総合的に勘案しながら適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

なお、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。また中間配当の基準日を9月30日として定款で定めております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	[12,585,974]	[流動負債]	[12,243,283]
現金及び預金	10,016,589	買掛金	508,065
売掛金	213,714	F C 債務	56,042
F C 債権	525,833	短期借入金	10,000,000
商貯蔵品	219,800	1年内返済予定の長期借入金	32,700
未収入金	1,639,479	リース債務	56,705
その他	328,901	未払金	595,137
貸倒引当金	△377,345	未払法人税等	83,545
		賞与引当金	168,070
		役員賞与引当金	47,500
		店舗閉鎖損失引当金	195,963
		資産除去債務	202,398
		その他	297,155
[固定資産]	[10,314,547]	[固定負債]	[4,169,731]
(有形固定資産)	(1,704,147)	長期借入金	2,241,115
建物及び構築物	1,468,809	リース債務	31,343
車両運搬具	434	繰延税金負債	655
リース資産	42,894	退職給付に係る負債	213,698
その他	192,008	資産除去債務	877,220
		預り保証金	743,375
		その他	62,322
(無形固定資産)	(4,080,690)	負債合計	16,413,015
のれん	4,015,892	純資産の部	
その他	64,797	[株主資本]	[6,404,299]
(投資その他の資産)	(4,529,709)	(資本金)	(100,000)
投資有価証券	551,460	(資本剰余金)	(7,840,669)
繰延税金資産	167,797	(利益剰余金)	(△1,435,313)
差入保証金	3,797,624	(自己株式)	(△101,055)
その他	29,497	[その他の包括利益累計額]	[79,890]
貸倒引当金	△16,669	その他有価証券評価差額金	79,995
		退職給付に係る調整累計額	△104
		[非支配株主持分]	[3,315]
資産合計	22,900,521	純資産合計	6,487,505
		負債・純資産合計	22,900,521

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,108,369
売上原価	3,079,208
売上総利益	7,029,161
販売費及び一般管理費	11,611,960
営業損失	4,582,799
営業外収益	
受取利息	2,482
受取配当金	3,420
受取手数料	25,374
違約金収入	9,100
雇用調整助成金	1,540,231
新型コロナウイルス拡大防止協力金	6,314,160
その他	43,588
営業外費用	
支払利息	91,450
貸倒引当金繰入額	5,294
その他	6,146
経常利益	3,252,666
特別利益	
固定資産売却益	2,700
受取補償金	140,008
特別損失	
固定資産除却損	12,766
減損損失	383,762
投資有価証券評価損	404,771
店舗閉鎖損失引当金繰入額	187,128
新型コロナウイルス対応による損失	1,277,401
その他	80,724
税金等調整前当期純利益	1,048,819
法人税、住民税及び事業税	82,855
法人税等調整額	△260,644
当期純利益	1,226,608
非支配株主に帰属する当期純損失	446
親会社株主に帰属する当期純利益	1,227,055

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	[11,848,077]	[流動負債]	[12,068,771]
現金及び預金	9,481,701	買掛金	479,547
売掛金	195,264	F C 債務	56,042
F C 債権	525,833	短期借入金	10,000,000
商貯蔵品	207,810	リース債務	55,891
前払費用	300,507	未払金	566,808
未収入金	1,478,521	未払費用	157,461
その他の金	16,666	未払法人税等	49,020
貸倒引当金	△377,195	預り金	50,194
		前受収益	39,196
		賞与引当金	151,440
[固定資産]	[10,494,572]	役員賞与引当金	47,500
(有形固定資産)	(1,678,491)	店舗閉鎖損失引当金	195,963
建物	1,443,947	資産除去債務	202,398
構築物	2,364	その他の	17,306
車両運搬具	434		
工具、器具及び備品	189,609	[固定負債]	[3,904,522]
リース資産	42,136	長期借入金	2,000,000
(無形固定資産)	(3,685,881)	リース債務	30,242
のれん	3,621,083	退職給付引当金	213,593
ソフトウェア	60,780	資産除去債務	853,392
その他	4,017	預り保証金	744,970
		その他の	62,322
(投資その他の資産)	(5,130,199)	負債合計	15,973,293
投資有価証券	549,010	純資産の部	
関係会社株式	748,587	[株主資本]	[6,289,360]
出資金	366	(資本金)	(100,000)
関係会社出資金	0	(資本剰余金)	(7,840,669)
従業員に対する長期貸付金	1,463	資本準備金	772,621
破産更生債権等	4,858	その他資本剰余金	7,068,047
長期前払費用	21,212	(利益剰余金)	(△1,550,252)
繰延税金資産	166,506	利益準備金	313,177
差入保証金	3,654,487	その他利益剰余金	△1,863,430
その他	376	繰越利益剰余金	△1,863,430
貸倒引当金	△16,669	(自己株式)	(△101,055)
		[評価・換算差額等]	[79,995]
		その他有価証券評価差額金	79,995
資産合計	22,342,650	純資産合計	6,369,356
		負債・純資産合計	22,342,650

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		9,442,147
売 上 原 価		2,889,596
売 上 総 利 益		6,552,550
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,795,038
営 業 損 失		4,242,487
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,479	
受 取 配 当 金	3,420	
受 取 手 数 料	25,374	
違 約 金 収 入	9,377	
業 務 受 託 料	24,214	
雇 用 調 整 助 成 金	1,298,982	
新 型 感 染 症 拡 大 防 止 協 力 金	5,673,433	
そ の 他	30,306	7,067,588
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91,050	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,294	
そ の 他	6,103	102,448
経 常 利 益		2,722,652
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,790	
受 取 補 償 金	108,696	110,487
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,584	
減 損 損 失	332,952	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	404,771	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	187,128	
新 型 感 染 症 対 応 に よ る 損 失	1,048,189	
そ の 他	80,724	2,066,351
税 引 前 当 期 純 利 益		766,787
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48,329	
法 人 税 等 調 整 額	△264,204	△215,874
当 期 純 利 益		982,662

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5月13日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古谷大二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤田 修一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チムニー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チムニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷大二郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤田 修一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チムニー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2021年6月23日開催の臨時監査役会において、第14期監査役監査実施計画（基本方針、重点監査項目、職務分担、監査実施スケジュール等）を定め、監査役会を毎月定期的で開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、業務執行取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、非常勤社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社については、常勤監査役が当該子会社の監査役を兼務することにより、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、全取締役から「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求め、調査いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人の監査に同行し、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤内部監査室からは、子会社を含む監査の結果について、毎月の監査役会において報告を受け、また、定期的に会計監査人を含む三様監査の連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④親会社並びに持分法適用関連会社との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

チムニー株式会社 監査役会
常勤社外監査役 永井政次 ㊞
監査役 早坂克昭 ㊞
社外監査役 越仲信雄 ㊞

以上